

2025年4月30日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた手形・小切手の発行終了等について

武蔵野銀行(頭取 長堀 和正)は、政府の手形・小切手の全面的な電子化に向けた方針を踏まえ、2026年3月31日(火)をもちまして、手形・小切手の発行を終了させていただきますので、お知らせします。

1. 取組みの背景

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」には「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれております。

これを受け、全国銀行協会は「2026年度末(2027年3月)までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しており、今般の取組みは、こうした政府および銀行業界の方針を踏まえ実施するものです。

2. 実施内容

項目	実施日	備考
手形・小切手の発行終了	2026年3月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日現在でお客さまのお手元にある手形・小切手は、引続きご利用可能です。 ・小切手の発行終了にあわせて、当座預金(当座勘定)の「払戻請求書」による取扱いを開始予定です。ご利用開始日等の詳細については、別途、当行ホームページにてご案内いたします。

*なお、2027年4月以降を期日とする手形・小切手につきましては代金取立のお手続きができません。当該の手形・小切手につきましては、支払呈示期間中にお取引店にてご入金手続きをお願いいたします。

3. 代替手段のご案内

当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、法人インターネットバンキング「むさしのビジネスダイレクト」、「むさしのでんさいサービス」をご案内しています。

手形・小切手の電子化により、紛失・盗難リスクの軽減に加え、金額の印字・押印・郵送等の事務の負担軽減や印紙代・用紙代等のコスト削減などの様々なメリットが期待されます。

以上

報道機関からのお問い合わせ先
事務統括部 山田 展義 加藤 貴子
TEL: 048 (641) 6111(代)